

山梨県公報

号外第十二号

令和二年

三月十一日

水曜日

目次

人事委員会

- 山梨県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県人事委員会事務局専決規程及び山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………二

人事委員会

山梨県人事委員会規則第一号

山梨県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十一日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

山梨県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山梨県人事委員会事務局組織規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十五号を第十五号の二とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 会計年度任用職員に関すること。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二号

山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十一日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第十二警察部局の部警察本部の項中 「課長」を「課長」に、「情報

報発信戦略室長」を「給与企画官」に、「試験場長」を「試験場長」に改める。

与企画官」を「給与企画官」に、「聴聞官」を「聴聞官」に改める。

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一4級の項1中「、場長補佐又は通信司令官」を「又は通信指令官」に改め、同表5級の項1中「又は附置機関の次長及び」を「、附置機関の次長若しくは」に改め、同項2中「、場長補佐又は通信司令官」を「又は通信指令官」に改め、同表6級の項1中「又は附置機関の次長及び副隊長、管理官」を「、附置機関の次長若しくは副隊長」に改め、同表7級の項1中「隊長又は附置機関の長、調査官」を「所長若しくは隊長、附置機関の長又は調査官」に改め、「又は広域捜査官」を「若しくは広域捜査官」に改める。

別表第七本部の項中「課長」を「課長」に改める。

科学捜査研究所長」

附則

この規則は、令和二年三月十九日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十一日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号(1)中「以下この号において「家畜伝染病」という。」を削り、同号(2)から(4)までの規定中「家畜伝染病」を「(1)の家畜伝染病」に改め、同項第三号中「のうち、口蹄疫」を「(口蹄疫)」に、「のまん延」を「に限る。」のまん延」に改め、同項に次の一号を加える。

四 畜産課又は家畜保健衛生所に勤務し、前号の家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（同号の作業を除く。）で人事委員会が定めるものに従事した職員

第四条第二項第一号中「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和元年九月二十五日から適用する。

山梨県人事委員会訓令第一号

山梨県人事委員会事務専決規程及び山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月十一日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

山梨県人事委員会事務専決規程及び山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

（山梨県人事委員会事務専決規程の一部改正）

第一条 山梨県人事委員会事務専決規程（昭和四十五年山梨県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十七号中チをリとし、トをチとし、同号へ中「（二月を超える期間のもの）」を削り、同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 会計年度任用職員（二月以内の期間のもの又は一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるものを除く。）の任用

第二条第二項第十一号ハを次のように改める。

ハ 会計年度任用職員（二月以内の期間のもの又は一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるもの）の任用

（山梨県人事委員会事務局処務規程の一部改正）

第二条 山梨県人事委員会事務局処務規程（昭和六十一年山梨県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「臨時又は非常勤の職員を除き、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を含む」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く」に改める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。